

京都市国民健康保険料口座振替事務取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地方自治法第231条の2、同法施行令第155条及び京都市会計規則第31条の規定に基づき、京都市国民健康保険料（以下「保険料」という。）の納付義務者が口座振替又は自動払込み（以下「口座振替」という。）により保険料を納付する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象保険料)

第2条 口座振替により納付できる保険料は、現年分保険料とする。

(対 象 者)

第3条 対象者は、保険料の納付義務者とする。

(収納機関)

第4条 取扱いは、京都市会計規則に規定する指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「収納機関」という。）が行うものとする。

(指定口座)

第5条 口座振替の取扱いを行う口座は、納付義務者の設けている普通預金口座、当座預金の口座又は通常貯金口座のうち納付義務者が指定した一口座（以下「指定口座」という。）とする。

(開始手続)

第6条 収納機関は、納付義務者から口座振替により保険料を納付したい旨の申出を受けたときは、預金口座振替依頼書（収納機関保管）、預金口座振替依頼書（京都市控）及び預金口座振替依頼書（申込者控）を提出させ、預金口座振替依頼書（京都市控）の所定欄に必要事項を記載のうえ、収納機関承認欄に承認印を押印して、速やかに京都市長（以下「市長」という。）へ送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、京都市は他の書式を定めることができるものとする。

(振替開始期及び振替日)

第7条 口座振替の振替開始月及び振替日は別表のとおりとする。

(納付書等の交付)

第8条 京都市は、預金口座振替依頼書（京都市控）に基づき、口座振替納付書を作成し、これを収納機関に振替日の5営業日前までに口座振替納付書送付書とともに交付するものとする。

2 京都市は、前項の取扱いに代えて、預金口座振替依頼書（京都市控）の内容を記録した振替依頼データを収納機関にデータ伝送することができるものとする。その場合におけるデータ伝送の期限は前項と同じものとする。

(納付手続)

第9条 収納機関は、振替日に指定口座から、口座振替納付書に記載されている金額を振り替えて、京都市会計規則に規定する指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）を経由して京都市に納付するものとする。ただし、資金不足、振替中止依頼等により振替不能となったものはこの限りではない。

2 収納機関は、口座振替納付書受領書兼振替不能分返送書を振替日から起算して3営業日後までに指定金融機関へ送付するものとし、データ伝送の収納機関についても、引き落とし結果を振替日から起算して3営業日後までに返信するものとする。

(振替不能分の取扱い)

第10条 収納機関は、資金不足・振替中止等の理由により、振替不能となったものについて、口座振替納付書の振替不能理由欄に理由を付して、データ伝送の収納機関については、結果データに振替不能理由を記録し、指定金融機関を経由し京都市へ返信するものとする。

(取消手続)

第11条 収納機関は、納付義務者から口座振替による納付を取り消したい旨の申出を受けたときは、預金口座振替依頼書(収納機関保管)、預金口座振替依頼書(京都市控)及び預金口座振替依頼書(申込者控)を提出させ、預金口座振替依頼書(京都市控)の所定欄に必要事項を記載のうえ、収納機関承認欄に承認印を押印して、速やかに市長へ送付するものとする。

(取扱手数料)

第12条 口座振替の方法による納付に係る取扱手数料は、京都市指定金融機関の事務取扱等に関する契約書及び京都市収納代理金融機関の事務取扱に関する契約書に定めるところによる。

(収納機関の合併等)

第13条 収納機関は、合併又は統廃合等に伴って口座番号等の変更があった場合は、預金口座振替依頼書(京都市控)を作成し、速やかに市長へ送付するものとする。

(雑 則)

第14条 前各条に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 収納機関(収納代理郵便官署を除く)において平成7年2月1日から平成7年2月15日までに提出された口座振替依頼書については、平成7年2月16日に提出のあったものとみなす。ただし、収納代理郵便官署において、平成7年2月1日から平成7年4月15日までに提出された口座振替依頼書は、平成7年4月16日に提出のあったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

別表（要綱第7条関係）

預金口座振替依頼書（京都市控）到着日	振替日	振替開始期（対象保険料）
3月 1日～ 3月31日	4月末日	過年度（4月）
4月 1日～ 4月30日	5月末日	過年度（5月）
5月 1日～ 5月15日	6月末日	1期、過年度（6月）、随時（6月）
5月16日～ 6月30日	7月末日	2期、過年度（7月）、随時（7月）
7月 1日～ 7月31日	8月末日	3期、過年度（8月）、随時（8月）
8月 1日～ 8月31日	9月末日	4期、過年度（9月）、随時（9月）
9月 1日～ 9月30日	10月末日	5期、過年度（10月）、随時（10月）
10月 1日～10月31日	11月末日	6期、過年度（11月）、随時（11月）
11月 1日～11月30日	1月4日	7期、過年度（12月）、随時（12月）
12月 1日～12月31日	1月末日	8期、過年度（1月）、随時（1月）
1月 1日～ 1月31日	2月末日	9期、過年度（2月）、随時（2月）
2月 1日～ 2月28日	3月末日	10期、過年度（3月）、随時（3月）

※注1 預金口座振替依頼書（京都市控）到着日は、金融機関で受付処理済みの預金口座振替依頼書（京都市控）が保健福祉局生活福祉部保険年金課収納事務分室に届いた日

なお、預金口座振替依頼書（京都市控）到着日の最終日が保健福祉局生活福祉部保険年金課収納事務分室閉庁日の場合は直前の開庁日到着分まで。

※注2 閏年の場合、預金口座振替依頼書（京都市控）到着日の2月28日は2月29日となる。

※注3 振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日に振替